

全国市長会関東支部提出議案 (栃木県市長会)

第88回全国市長会議提出議案

(第107回全国市長会関東支部総会提出議案)

目 次

I	東日本大震災への対応と防災対策の充実強化について	
1.	福島第一原子力発電所事故への対応等について	1
2.	防災・減災対策等の充実強化について	1
3.	国土強靱化地域計画事業に対する財政支援について	1
II	地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について	
1.	地方交付税について	2
2.	電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について	2
3.	国庫補助負担金について	2
4.	地方創生について	2
5.	公共施設の再利用について	3
6.	消防体制の充実強化について	3
7.	社会保障・税番号制度の導入について	3
8.	計量法の改正について	3
9.	選挙制度の見直しについて	3
10.	公共施設等適正管理推進事業について	3
11.	地方消費者行政活性化および強化事業について	3
12.	地方分権・地域主権改革の推進と都市税財源の 充実強化について	3
III	教育文化行政の充実強化及び東京 2020 オリンピック・ パラリンピック競技大会開催に向けた支援策の充実について	
1.	学校教育施策の充実について	5
2.	公立学校施設等の整備について	6
3.	育児短時間勤務への対応について	6

4. 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の 実施について	6
5. 地方大学における入学定員充足率に係る基準の 緩和について	6
6. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 開催に向けた支援策について	7

IV 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

1. 介護保険制度について	8
2. 子育て支援策の充実について	8
3. 障害者福祉施策について	9
4. 生活保護、低所得者対策について	9
5. 国民年金について	9
6. 民生委員の待遇改善について	9
7. 医療保険制度の一本化について	9
8. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の 改善等について	10
9. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について	10
10. 救急医療について	11
11. 各種予防接種対策等について	11
12. 特定健康診査の充実について	11

V 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について	12
2. 地球温暖化対策の推進について	12
3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の 予防等について	12
4. 上・下水道等の整備促進について	12
5. 道路・街路の整備促進について	12
6. 河川等の治水事業等の推進について	13

7. まちづくり事業等の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
8. 鳥獣の駆除・防除対策について	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
9. 場外車券売場等の設置について	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
10. 農政施策について	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
11. 社会資本整備総合交付金制度について	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
12. 地域情報通信基盤整備推進交付金事業で整備した 財産の処分基準の見直しについて	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
13. コンパクトシティの形成に向けた支援について	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
14. 大規模な民間老朽施設の取り壊しに関する 支援について	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
15. 公共施設や公有財産の維持管理について	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
16. 米軍機の市街地上空における低空飛行について	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
17. 農業集落排水事業で整備された施設の財産処分等の 承認基準の見直しについて	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
18. 地方創生交付金事業の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
19. 耕作放棄地対策の充実・強化について	・ ・ ・ ・ ・ 1 5

I. 東日本大震災への対応と防災対策の充実強化について

1. 福島第一原子力発電所事故への対応等について

- (1) 放射性物質に起因する出荷制限・出荷自粛により農畜水産物等の被害を受けた生産者をはじめとした関係事業者及び風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者に対して、国及び東京電力の責任においてその損害に対する完全な賠償を行うこと。

(鹿沼市)

2. 防災・減災対策等の充実強化について

- (1) 消防防災通信基盤整備費補助金（防災行政デジタル無線施設）の維持管理に係る補助制度を確立すること。

また、防災ラジオ等の戸別受信代替案や複数メディアを利用したシステム作りの整備、及び維持管理に係る補助制度についても財政措置を講じること。

(栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 大規模災害時には、廃棄物処理が困難となるとともに、大量に発生するがれき等の廃棄物を保管し円滑に処理するためには、災害廃棄物用ストックヤードの整備が必要不可欠である。このため、災害廃棄物用ストックヤードの整備に対する国庫補助制度を創設し、当該施設の整備を推進すること。

(日光市、那須塩原市)

- (3) 国が予定している緊急速報メール配信地域の細分化の実施にあたり、市町村が負担する携帯会社側のシステム整備費用について、交付税措置等による財政支援を講じること。

(日光市)

- (4) 緊急防災・減災事業債は平成 32 年度まで継続するとされたが、平成 33 年度以降についても制度の恒久化を図ること。

(大田原市)

3. 国土強靱化地域計画事業に対する財政支援について

国土強靱化地域計画に基づき地方公共団体が実施する各種事業に対する財政支援を強化すること。

(日光市)

Ⅱ．地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1．地方交付税について

(1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額を確保すること。また、地方の安定的な財政運営を図るため、財源保障機能と財源調整機能を強化すること。

(宇都宮市、足利市、那須烏山市、下野市)

(2) 地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

(宇都宮市、足利市、那須烏山市、下野市)

(3) 公的病院等に対する運営助成等のように、配分額が多額になるものについては、縮減された特別交付税措置の算定方法を改め、地方自治体並びに公的病院の実態を踏まえつつ補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。

(大田原市)

2．電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について

(1) 本交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、平成 23 年度から交付期間を 10 年間の延伸をするなどの制度改革がなされたが、今後も安定的な水力発電を維持する必要性があることから、法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、水力発電施設周辺地域交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正當に評価し、交付単価を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

(日光市)

(2) 低炭素社会の実現のため、クリーンで安全な再生可能エネルギーである水力発電の重要性を考慮し、水力交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。

(日光市)

3．国庫補助負担金について

(1) 市町村合併や少子化の進展による義務教育施設の統合により廃校となった学校施設について、更に地域振興のため有効活用できるよう、転用目的が公益的な地域振興拠点などに供する場合は、有償による貸与・譲渡等においても国庫納付金や学校施設整備のための基金積立てなしで承認されるように「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分承認等について（通知）（平成 27 年 7 月）」等に定められている補助金返還諸規定を抜本的に見直すこと。

(小山市、那須烏山市)

4．地方創生について

(1) 国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における国の果たすべき役割を着実に実行するとともに、地方創生推進交付金については、交付金対象事業等の制約を最小限とし、地方の裁量度の高い制度を構築すること。

また、地方版総合戦略に基づく継続事業については、年度当初から複数年度の交付を担保すること。

(矢板市)

5. 公共施設の再利用について

地方分権の流れの中で閉鎖される国の施設を、地元の区市町村が無償で再利用できるよう柔軟な対応をすること。

(栃木市)

6. 消防体制の充実強化について

(1) 消防庁舎の建替事業について、国庫補助の対象とすること。

(足利市)

7. 社会保障・税番号制度の導入について

(1) 法律で定める事務と関連性が高い市の独自利用事務のシステム改修に対して財政措置を講じること。

また、システム改修以外に制度導入のため必要となる特定個人情報保護評価、条例整備、独自事務取扱いなどに要する費用並びに制度運用にあたり、国が求めるセキュリティ対策を実現するために要する経費について財政措置を講じること。

(大田原市・那須塩原市・那須烏山市)

8. 計量法の改正について

製造技術等の進歩に伴い、水道メーターの耐久性や器差特性の向上が図られていることから、計量法における検定有効期間を延長するよう改正すること。

(小山市)

9. 選挙制度の見直しについて

市町村合併に伴い、市内において衆議院小選挙区が分割されている状況があることから、一市一選挙区への見直しを行うこと。

(栃木市)

10. 公共施設等適正管理推進事業について

市町村合併等による公共施設の統廃合等の再編を積極的に支援すること。公共施設の再編が円滑に進むよう、財政措置の期間延長、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うこと。

また、対象外の施設を設けず、全ての公共施設を対象とすること。

(栃木市)

11. 地方消費者行政活性化および強化事業について

消費者行政において、相談内容が多種多様化しており、相談員の確保及び相談受付のサービス水準の維持が非常に困難となるため、交付金等の活用期間を延長およびその内容を充実すること。

(矢板市)

12. 地方分権・地域主権改革の推進と都市税財源の充実強化について

(1) 権限移譲等に伴う税源の移譲にあたっては、地域の実情に見合った実質的な移譲を行うこと。

その際は、大都市圏特有の行政需要にも十分留意すること。

(栃木市)

(2) 地域主権改革における地方への権限の移譲事務において、地域の実情にあった特色あるまちづくり推進のため、特に土地利用関係法令の権限及び税財源の移譲を図ること。

(矢板市)

(3) 人口減少や少子化・高齢化が進展している中、地方においては、従来から生活機能などの結びつきが強い広域行政圏が形成されているが、その圏域内では定住自立圏構想における中心市となり得る要件に満たないため、定住自立圏共生ビジョンを策定することが不可能となっていることから中心市の要件を緩和すること。

(矢板市)

Ⅲ．教育文化行政の充実強化及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック

競技大会開催に向けた支援策の充実について

1. 学校教育施策の充実について

- (1) 学校運営を円滑化し、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編制や特別支援教育等に対応する教職員定数の拡充や養護教諭、事務職員の配置等の一層の充実を図る「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を早期に策定し、着実に推進すること。併せて十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市)

- (2) 少人数学級等の推進に伴う教職員配置の充実及び特別支援教育における専任教員の適正配置を図るとともに、施設等の整備も含め、十分な財政措置を講じること。

また、特別支援教育の充実を図るため、特別な支援を要する通常学級在籍の児童生徒に対し、個別指導等を行う特別支援教育担当教員を専任で配置し、併せて定数化するとともに、特別支援教育専門研修の充実、研修参加体制の整備をすること。

さらに、特別支援教室の整備・拡充について、十分な財政措置を講じること。

加えて、「ことば」等についてよりきめ細やかな支援が行えるよう、通級指導教室の増設及び職員加配を図ること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、那須烏山市)

- (3) 学習指導要領の実施に伴う小中学校の年間総授業時数の増加や、特に小学校における外国語科・外国語活動の必修化に伴う実効ある対応のためには、教員の増員が必要不可欠である。非常勤による対処ではなく、確かな人材として正規の教員を増員すること。

(栃木市)

- (4) 平成 32 年の新たな英語教育が本格展開することを受け、小・中学校における外国語教育を充実し、国際教育を推進するため、「英語教育改革実施計画」に基づき、配置する外国語指導助手（ALT）の経費について、国の補助等で対応すること。

(矢板市、下野市)

- (5) 学習指導要領の実施に伴う教師用教科書及び教師用指導書等、教材等の購入経費について財政措置を講じること。

(栃木市、矢板市)

- (6) 食物アレルギー等への十分な対応及び食育を推進するため、学校栄養職員を 1 校に 1 人配置できるように標準定数を改めること。

(栃木市、小山市、下野市)

2. 公立学校施設等の整備について

- (1) 公立学校施設整備については、耐震化を含め新增築・改築・改修事業を計画的に推進できるよう、学校施設環境改善交付金予算を十分確保するとともに、国庫補助単価等を地域の実情に即して見直すなど、財政措置の拡充を図ること。特に、老朽化対策、トイレ改修及び空調設置等の大規模改造事業や学校給食施設整備事業等については、多くの市区町村が施設更新時期を迎えることから、十分な財源を確保し、支援の充実を図ること。あわせて、交付金等の交付決定について、出来る限り年度当初の早い時期に行うこと。また、追加の決定については、既契約事業も対象とすること。

また、国有学校用地における公立学校の増改築に際して、増改築承諾料の徴収を廃止すること。
(さくら市)

- (2) 公立学校施設における非構造部材の整備や耐震化、老朽化対策、特別支援学級の整備等を推進するため、学校施設環境改善交付金については、計画した事業の全件が補助金を受けることができるよう、財源を十分に確保すること。また、実態に即した補助要件の見直しを行うとともに、対象事業の拡充を図ること。

(真岡市)

- (3) 小・中学校における学習指導の充実に向け、ICTを活用した教育を推進するため、現在整備が進んでいる普通教室や特別教室のさらなるICT環境の充実に加え、児童生徒一人につき1台ずつ情報端末を活用できる環境整備、タブレット端末やネットワーク環境の整備及び一定期間を経過したICT機器等の入替に係る経費について、必要な財政措置を講じること。

また、デジタル教材やソフトウェア等の購入、研究のための財政措置を講じること。

(那須烏山市)

- (4) 老朽化した学校施設を着実に整備していくために、大規模改造事業について十分な予算を確保し確実に補助採択するとともに、補助率について、1/3（財政力指数によっては2/7）から1/2へ引き上げること。

(真岡市)

3. 育児短時間勤務への対応について

児童生徒は学級を基盤に集団生活を送っており、学級担任は一貫して責任ある指導を行なう必要があることから、育児短時間勤務を実施する学校に対して、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の増員に努めること。

(栃木市)

4. 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費（準要保護援助費）について、国庫補助対象とすること。

(矢板市)

5. 地方大学における入学定員充足率に係る基準の緩和について

大都市圏での入学定員超過による学生の集中を是正するため、私立大学等経常費補助金交付基準等が厳格化されたが、地方において大学がもたらす経済波及効果等を重視し、地方創生を推進するためにも、入学定員超過が三大都市圏の大学に集中している現状を鑑み、全国一律の適用でなく、地域要件を設けるなど、地方大学においては入学定員充足率に係る基準を緩和すること。

(大田原市)

6. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会開催に向けた支援策について

- (1) 外国チームの事前キャンプ地や練習会場の誘致のための施設整備等に対し、財政支援を拡充すること。また、ホストタウン登録を希望する市区町村に対して、来日する選手等との交流についての情報提供や相手国とのコーディネート等の支援を行うこと。

(日光市)

IV. 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

1. 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の充実に向けて、国の責任において必要な財政措置を講じるとともに、制度の改正にあたっては、保険者が十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。あわせて、地域支援事業（総合事業）の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を行うこと。また、地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保及び定着に向けた取組みを強化すること。更に、国が普及促進しているサービスの介護報酬をサービスの実態に即した適切な金額に設定するとともに、公定価格の地域区分の差が過大であるため、介護報酬区分について、地域の実情を踏まえた上で広域的に見直しを図ること。併せて、自治体が人材確保に向けて取り組む事業に対して財政措置を講じること。

（栃木市）

- (2) 被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

（栃木市）

2. 子育て支援策の充実について

- (1) 子ども医療費助成制度を国の制度として創設し、0歳児から中学3年生までの医療費を無料化すること。

また、少子化対策及び子育て支援策として、不育症・不妊治療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業に対する国庫補助制度の創設又は全国一律の新たな制度や仕組みの構築を図ること。

なお、当制度創設までの間、地方単独医療費助成制度実施に伴う国民健康保険国庫負担金減額調整措置を廃止すること。

（宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市）

- (2) 子ども・子育て支援新制度の開始により、教育・保育に係る給付について、特定教育に係る給付に地方単独部分が設けられるほか、利用者負担額における国上限額との差額部分が市町村負担となること等により、市町村の財政負担が増大する見込であることから、こうした負担増分に係る交付税措置を確実に実施すること。

（栃木市）

- (3) 人口減少・少子化問題は、地方自治体の存続に関わる重要な課題であるが、財政基盤の弱いなかでは、大変厳しい状況であることから、下記の子育て支援制度の拡充に取り組むこと。

学校給食費の無料化

（栃木市、大田原市）

- (4) 子ども・子育て支援新制度により設けられた、保育標準時間と保育短時間の一元化及び満3歳到達時に行う支給認定変更事務の効率化を図ること。

（鹿沼市）

- (5) 年度途中入所の予約枠を確保した事業者に対する運営費の補填制度を創設すること。

（鹿沼市）

- (6) 放課後児童クラブを利用する生活保護受給世帯や就学援助制度の対象となる世帯など、生活に困窮する世帯の経済的負担を軽減するため利用料の減免や助成等を行った場合に、その減免又は助成した額に対する補助制度を創設すること。

(宇都宮市)

3. 障害者福祉施策について

- (1) 障害のある人などが、日常生活や観光、仕事などで広く圏外でも障害者用駐車スペースを円滑に利用できるようにするため、現在佐賀県等において実施している不正利用に効果的な「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。

(日光市)

4. 生活保護、低所得者対策について

- (1) 生活保護制度は、憲法に基づき国が補償するナショナルミニマムに関わる事項であることから、自治体負担となっている人件費や事務費を含め全額国庫負担とすること。

また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

更に、将来的に現在の雇用労働施策、年金施策と合わせて国の責任において国直轄での事務とすること。

(矢板市、那須塩原市)

5. 国民年金について

国民年金事務に関し、被保険者の届出等の簡素化を図るため、適用関係事務については、2号被保険者の資格の喪失により、市区町村における1号被保険者に関する資格取得並びに当該被保険者の被扶養配偶者の3号被保険者から1号被保険者への種別変更届を省略し、職権適用すること。年金給付関係事務については、障害基礎年金等の年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

(矢板市)

6. 民生委員の待遇改善について

民生委員の待遇については、民生委員法第十条において、給与を支給しないこととなっているが、新たな報酬制度の創設といった、民生委員の待遇改善策を講じること。

(日光市)

7. 医療保険制度の一本化について

国民健康保険の構造的課題を解決するため、国庫負担の引き上げを図ること。また、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業について、従来を越えた国・県の財政支援を行うこと。

併せて、保険料(税)率並びに、保険料(税)及び一部負担金の減免について、全国一律にするとともに、子ども1人当たりの負担を軽減する新たな支援制度を創設すること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

8. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

- (1) 現在の定率国庫負担割合を拡大するなど、制度の円滑な運営を確保するため、必要十分な財政支援を講じること。

国民健康保険制度改正により導入される国保事業費納付金について、必要事項の決定・情報提供を迅速に行うこと。

(栃木市、佐野市、小山市、矢板市)

- (2) 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、こども医療費助成制度など各種医療費助成制度等の地方単独事業実施による療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額算定措置を条件なく全面的に廃止すること。

また、国の医療費負担率を引き上げること。

さらに、将来まで安定的に国民皆保険体制を維持することができるよう、さらなる財政支援の充実・強化を図るとともに、社会保障全般にわたり時代に即した抜本的な見直しを進めること。

(宇都宮市、足利市、日光市、大田原市)

- (3) 骨髄移植ドナーへの支援制度の創設について

骨髄バンク事業については、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律において、国は造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業の運営を確保するため、財政上の措置その他必要な施策を講ずるものとされており、ドナーと企業との相互理解のもと、ドナーが骨髄提供を円滑に行うことが、安定的な事業運営に必要となることから、骨髄移植の円滑な推進を図るため、国の責任において、企業がドナー休暇制度などを積極的に導入するよう働きかけを行うなど、ドナーが安心して骨髄提供を行える環境を整備すること。

(宇都宮市)

9. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について

- (1) 新医師臨床研修制度等の導入による医師不足の影響や問題点を検証するとともに、卒業大学の所在する都道府県の中から研修病院を選択する制度や、医師に対する就学期間分における地域医療の義務付け、都道府県ごとの臨床研修医募集定員の上限見直しなど、産科、小児科、麻酔科及び救急医療に携わる医師等地域医療に携わる医師が確保できるよう新医師臨床研修制度の抜本の見直しを図ること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 看護師・助産師等の医療従事者の地位の向上や勤務条件の改善を図ること。

(栃木市)

- (3) 再就業等の支援を行い、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

(栃木市、矢板市)

- (4) 周産期医療や小児初期救急診療の充実を図るため、産科医・小児科医等の計画的な育成や確保に関する実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (5) 産科及び小児科の医師の集約化・重点化については、地域の拠点病院である公的病院等に適切な配慮を図ること。

(栃木市)

10. 救急医療について

- (1) 二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じること。

(栃木市)

11. 各種予防接種対策等について

- (1) 市区町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、既存の予防接種も含め国の責任において財源を地方交付税とせず、全額国庫負担とすること。

(足利市、鹿沼市、小山市、大田原市、矢板市、那須烏山市、下野市)

- (2) 他の先進国と比べワクチンギャップがあるおたふくかぜ、ロタウイルス胃腸炎のワクチンなど、地方自治体を実施する任意予防接種について、国民の命と健康を守ることはもとより、医療費削減を図る観点から、早期の定期接種化を行うこと。

(大田原市)

12. 特定健康診査の充実について

- (1) 歯周病を予防することは、口腔の健康のみならず、全身の健康につながるものであることから、特定健康診査の項目に歯周疾患検診を導入すること。

(栃木市)

V. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設の更新需要に見合った所要額を確実に確保すること。また、廃棄物処理施設の整備に伴う既存の廃焼却施設の解体費等対象となる費用、施設及び事業を拡大するとともに、交付率の引き上げ等、制度の充実を図ること。

(日光市、矢板市、那須塩原市)

2. 地球温暖化対策の推進について

地球温暖化対策を推進するには、再生可能エネルギーの活用が重要である。

そのため、次の方策を講じること。

- (1) 電力システム改革においては、国民に開かれた議論を行い、地球温暖化対策や再生可能エネルギー普及の視点を持った制度設計を行うこと。
- (2) 再生可能エネルギー等の導入促進のため、規制緩和・財政措置等、総合的な支援策及び地方と都市との連携支援策を講じること。

(さくら市)

3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、事業者と地域住民又は地域住民同士の軋轢が頻繁に生じることから、廃棄物処理法に地域住民への事前説明及び住民又は地元自治体の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

(那須塩原市)

4. 上・下水道等の整備促進について

- (1) 水道施設（簡易水道も含む）の耐震化及び老朽化した施設の更新が促進できるよう、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど財政措置の拡充を図ること。

(那須烏山市)

- (2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、下水道整備事業及び高度処理浄化槽設置整備事業の一層の推進を図ること。

(大田原市)

5. 道路・街路の整備促進について

- (1) 国道を跨ぐ橋梁の管理については、国による直接管理とし、定期的な点検及び補修工事を実施すること。

(小山市、下野市)

- (2) 公共事業の円滑な推進を図るため、租税特別措置法第 70 条の 6 の規定に基づき相続税の納税猶予を受けている農地について、公共団体が道路整備事業等の公共事業用地として買収する場合の起業用地に係る相続税の免除措置を講じること。

(大田原市)

6. 河川等の治水事業等の推進について

- (1) 「平成27年9月関東・東北豪雨」により浸水被害が発生した河川における排水機場、雨水ポンプ場、調節池、田んぼダム、輪中堤などの多岐にわたる抜本的な排水強化対策を推進すること。
(小山市)

7. まちづくり事業等の推進について

- (1) 定住を促す魅力的な都市環境づくりと人口減少社会に対応した総合的な住宅政策を推進するため、空き家バンクなどを利用した空き家の有効活用や流通促進、解体を含めた適正管理について財政支援を講じること。
(真岡市)

8. 鳥獣の駆除・防除対策について

鳥獣被害防止総合対策交付金や侵入防止柵等に係る支援を平成30年度以降も継続するとともに、捕獲実施者の写真撮影などの事務を簡素化すること。
(鹿沼市)

9. 場外車券売場等の設置について

自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。
(矢板市)

10. 農政施策について

- (1) 農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進について

- ア 農業構造改革の加速化や農村生活環境の改善に資する農業農村整備事業を計画的かつ着実に推進すること。
イ 農地利用集積や経営規模拡大等を通じて担い手の育成に大きく貢献するとともに、耕作放棄地の発生防止に効果的な圃場整備事業を推進すること。
ウ 水利施設ストックマネジメント事業等の土地改良施設維持管理事業を推進すること。
エ 日本型直接支払制度（多面的機能支払）を推進すること。

(小山市、大田原市)

- (2) 人・農地プランに位置付けられた、農業担い手に対する農業経営基盤強化資金の貸付当初5年間の利子助成について、確実に実行出来るよう予算措置するとともに、6年目以降の延長を図ること。
(鹿沼市)

- (3) 強い稲作農業の確立に向けた総合的な支援について

農業は、食を通して命を育むかけがえのない産業であり、食料安全保障の確立と食料自給率の向上のためには、農業経営基盤の強化を図る必要があるが、米の販売価格が生産費を割り込んでいる現状を踏まえると、構造改革を推進してきた集落営農組織や認定農業者など大規模な経営体が大変厳しい状況にある。

そのため、農業者が営農意欲を失うことなく持続的に農業経営に取り組めるよう、国主導による農業基盤の強化・安定化や収益性の高い転作作物への誘導、米の消費拡大等の総合的な支援策を充実・強化すること

(宇都宮市)

11. 社会資本整備総合交付金制度について

- (1) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。また、平成30年度までとなっている狭あい道路整備等促進事業について、事業期間の継続を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市)

- (2) 地方の社会資本整備に欠かすことのできない社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、交付要綱等により国の負担割合（国費率）が規定されているものの、年々要望額と交付額との乖離が大きくなり、市区町村の超過財政負担や、計画的事業執行への支障となっている。については、事業の長期化を防ぎ、計画的な事業執行を図るため、市区町村からの要望額を十分配慮した予算確保を行い、適切に配分すること。

(宇都宮市、小山市、下野市)

12. 地域情報通信基盤整備推進交付金事業で整備した財産の処分基準の見直しについて

地域情報通信基盤整備推進交付金事業で整備した光ファイバーケーブルについて、弾力的にNTTに譲渡できるよう財産処分の基準を見直すこと。

(大田原市)

13. コンパクトシティの形成に向けた支援について

少子・超高齢社会や人口減少社会が本格化する中、国においては、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度等により、主に市街化区域を対象とした支援措置の充実を図るなど、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを全国的に推進しているところである。

コンパクトシティ形成の推進にあたっては、これまでの都市の成り立ちやコミュニティの関係性、都市構造など、地域の特性を十分に踏まえた上で、集約化を図っていくことが重要であることから、助成制度や税制優遇等の各種支援措置の充実とともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるような支援制度とすること。

(宇都宮市)

14. 大規模な民間老朽施設の取り壊しに関する支援について

民間が所有する廃墟化した大規模施設による地域経済活動への悪影響や、老朽化施設の倒壊等による危険性から市民生活の安全を確保するため、施設の取り壊しが速やかに実施できるよう、新たな制度の創設や費用負担の支援を行うこと。

(日光市)

15. 公共施設や公有財産の維持管理について

- (1) 公共施設の機能の集約化・複合化による公共施設の更新（再生）を実施する場合、地方公共団体の裁量による自由な組み合わせを認め、省庁の規制に捉われない、施設整備計画を認めること。

(矢板市)

- (2) 施設や設備の老朽化が著しい公設市場に対し、施設の修繕に対する補助制度を創設すること。

(鹿沼市)

16. 米軍機の市街地上空における低空飛行について

市街地上空において米軍機の低空飛行訓練が頻繁に行なわれていることから、米軍機の低空飛行訓練の調査と改善を米軍へ働き掛けること。

(栃木市)

17. 農業集落排水事業で整備された施設の財産処分等の承認基準の見直しについて

汚水処理施設の統廃合による農業集落排水事業の後利用については、地方事務の負担軽減による効率化を図るため、施設再編を行う全ての自治体が補助金返還を伴わないよう、後利用の使用開始期間等を含め財産処分等の承認基準の条件緩和をすること。

(大田原市)

18. 地方創生交付金事業の推進について

地方創生交付金事業において、施設整備にかかる補助事業の募集を行う際には、早期の情報提供及び十分な事前相談期間を確保すること。

(矢板市)

19. 耕作放棄地対策の充実・強化について

国においては、荒廃程度の低い農地の悪化防止に重点的に取り組むため、現在の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業」の終了後は、「荒廃農地等利活用促進交付金事業」を実施することとしているが、補助対象は施設整備を含めた総事業費が200万円未満の事業であり、現在の補助事業に比べて補助額が大幅に減額することから、農地の再生作業と合わせ施設整備に取り組むことが困難となる。

については、耕作放棄地の一層の解消が図られるよう、補助上限額を引き上げること。

(宇都宮市、さくら市)